

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部改正(案)の概要

1 目的

電車又はバスの外面を利用する屋外広告物の規格に、ラッピングバス（バスの車体に印刷した広告物のフィルムを貼り付け、車体全体を広告媒体とするバスのことをいいます。）に係る規格を追加することに伴い、金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

2 改正内容

ラッピングバスに係る規格の追加（規則別表第4（第11条関係））

ラッピングバスに係る規格については、広告物の設置位置を「広告面は、車体の側面及び後面の部分のうち、市長が定める部分」とし、「市長が定める部分」についてはラッピングバスガイドラインに定めます。

3 施行期日

平成25年4月1日